

「二百円」に改める。

第三条の表奈良県立医科大学（学部）及び奈良県立医科大学（大学院）の項中「三十万七千円」を「二十二万三千二百五十円」に、「十七万三千六百円」を「十七万八千六百円」に、「十三万二三百円」を「十三万三千九百五十円」に改め、同表奈良県立大学の項中「十万八千五百円」を「十一万一千六百二十五円」に、「八万六千八百円」を「八万九千三百円」に、「六万五千百円」を「六万六千九百七十五円」に改め、同表奈良県立医科大学看護短期大学部の項中「十五万八千円」を「十六万二千五百円」に、「十二万六千四百円」を「十三万円」に、「九万四千八百円」を「九万七十五円」に改め、同表看護専門学校の項中

「三百六千円」を「三万六千円」に改め

三万六千円	四万八千円
三万八千四百円	一萬八千八百円
三万六千円	三万六千円

る。

第五条第一項第五号中「三千百円」を「九千八百円」に改める。

第七条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 看護専門学校 五万六千四百円

第七条第三項中「及び奈良県立医科大学看護短期大学部」を「、奈良県立医科大学看護短期大学部及び看護専門学校」に改める。

（奈良県手数料条例の一部改正）

第二条 奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように

に改正する。

別表第一の八十七の項中「第三十一条の二第二項第十一号ハ」を「第三十一条の二第二項第十三号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十一号ハ」を「第六十二条の三第四項第十三号ハ」に改め、同表の八十八の項中「第三十一条の二第二項第十二号ニ」

を「第三十一条の二第二項第十四号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十二号ニ」を

「第六十二条の三第四項第十四号ニ」に改め、同表の九十四の項中「一万八千円」を「一万九千八百円」に改め、同表の九十七の項中「五万二千円」を「五万七千二百円」に改め、同表の九十八の項中「三万三千円」を「三万六千三百円」に改め、同表の九十九の項中「一万三千円」を「一万四千三百円」に改め、同表の百二の項中「三万九千円」を「三万七千円」に改め、同表の百十四の項を削り、同表の百十四の二の項中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第一百六十四号）」を加え、同表中同項を百十四の項とし、百十四の三の項を百十四の二の項とし、百十四の四の項を百十四の三の項とし、同表の百十六の項中「一万八千円」を「一万九千八百円」に改め、同表の百十七の項中「二万千円」を「二万三千百円」に改め、同表の百四十六の項中「栄養士免許証訂正手数料」を「栄養士免許証書換え交付手数料」に、「第一条第一項」を「第五条第一項」に、「免許証の訂正」を「栄養士免許証の書換え交付」に、「訂正申請」を「書換え交付申請」に改め、同表の百四十七の項中「第一条第二項」を「第六条第一項」に、「免許証の再交付」を「栄養士免許証の再交付」に改め、同表の百五十の項中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同表の百五十一の項中「第五条第二項」を「第四条第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

百五 十一 品製造販売	第一種医薬 品製造販売 業許可申請 手数料	薬事法第十二条第一項の規定に 基づく医薬品（同法第四十九条 第一項に規定する厚生労働大臣 の指定する医薬品をいう。）の 製造販売業の許可の申請に対す る審査	十四万九千 八百円	許可申請 のとき。
百五 十三 のとき。			十三万一千六 百円	許可申請

業許可申請手数料		薬事法第十二条第一項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可(薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であって、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの(以下「薬局製造販売医薬品」という。)の製造販売に係る許可に限る。百五十一の十二の項、百六十六の項及び百七十二の項において「薬局製造販売業の許可」という。)の申請に対する審査		薬事法第十二条第一項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査		第二十一条に規定する医薬部外品の場合	
百五 十一 の五 数料	医薬部外品 製造販売業 許可申請手 する審査	薬事法第十二条第一 項の規定に基づく医 藥部外品の製造販売 業の許可の申請に対 する審査	百五 十一 の四 料	薬局製造販 売医薬品製 造販売業許 可申請手數 料	薬事法第十二条第一項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可(薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であって、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの(以下「薬局製造販売医薬品」という。)の製造販売に係る許可に限る。百五十一の十二の項、百六十六の項及び百七十二の項において「薬局製造販売業の許可」という。)の申請に対する審査	六千三百円	五百八千八 のとき。
百五 十一 の九 の九	第三種医療 機器製造販 売業許可申 請手数料	薬事法第十二条第一 項の規定に基づく医 藥部外品の製造販売 業の許可の申請に対 する審査	百五 十一 の八 の八	化粧品製造 販売業許可 申請手数料	薬事法第十二条第一項の規定に基づく化粧品の製造販売業の許可の申請に対する審査	五百八千八 百円	五百八千八 のとき。
百五 十一 の九 の九	第三種医療 機器製造販 売業許可申 請手数料	薬事法第十二条第一 項の規定に基づく医 藥部外品の製造販売 業の許可の申請に対 する審査	百五 十一 の八 の八	第一種医療 機器製造販 売業許可申 請手数料	薬事法第十二条第一項の規定に基づく高度管理医療機器の製造販売業の許可の申請に対する審査	十四万九千 八百円	十五万八千八 のとき。
百五 十一 の九 の九	第三種医療 機器製造販 売業許可申 請手数料	薬事法第十二条第一 項の規定に基づく医 藥部外品の製造販売 業の許可の申請に対 する審査	百五 十一 の八 の八	第二種医療 機器製造販 売業許可申 請手数料	薬事法第十二条第一項の規定に基づく一般医療機器の製造販売業の許可の申請に対する審査	十三万一千六 百円	十五万八千八 のとき。

別表第一の百五十二の項を次のように改める。

七 料	売業許可更 業の許可の更新の申請に対する 審査
--------	-------------------------------

百五 十二 医薬品製造 業許可申請 手数料	薬事法第十三条第一 項の規定に基づく医 薬品の製造業の許可 の申請に対する審査 (百五十二の二の項 及び百五十三の項に 係るもの)を除く。)	行規則(昭和三十 六年厚生省令第一 号)第二 十六条第一 項第三 号に掲げ るもの	薬事法施 九万三百円	薬事法施 九万三千四 百円のとき。 のとき。
百円 四万七千六 のとき。 のとき。	八万五千四 百円 のとき。 のとき。	許可申請		

別表第一の百五十二の項の次に次のように加える。

二十六条 第一項第 五号に掲 げるもの	
------------------------------	--

百五 十二 医薬品製造 業許可申請 手数料	体外診断用 薬事法第十三条第一 項の規定に基づく体 外診断用医薬品の製 造業の許可の申請に 対する審査	行規則第 二十六条 第二項第 二号に掲 げるもの	薬事法施 八万五千四 百円のとき。 のとき。	許可申請
二十六条 第一項第 三号に掲 げるもの	薬事法施 四万七千六 百円 のとき。 のとき。	許可申請		

別表第一の百五十三の項中「薬局医薬品製造業許可手数料」を「薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「(薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造する医薬品の製造に係る許可に限る。百六十の項、百六十六の項、百七十二の項及び百七十六の項)を「(薬局製造販売医薬品の製造に係る許可に限る。百六十の項)に改め、同表の百五十四の項か

ら百五十九の項までを次のように改める。

行規則第 二十六条 第五項第 四号に掲 げるもの	百円 のとき。	更新申請 のとき。	五万七百円 のとき。	行規則第 薬事法施 第一項第 二十六条 行規則第 四号に掲 げるもの
削除				百五 十九
				申請手数料 医薬品製造 業許可更新
				薬事法第十三條第三 項の規定に基づく医 薬品の製造業の許可 の更新の申請に対す る審査（百五十九の 二の項及び百六十の 項に係るもの）を除く。 ）
円 四十萬八千百				第一項第 二十六条 行規則第 四号に掲 げるもの

別表第一の百五十九の項の次に次のように加える。

百五十九の二	業許可更新申請手数料	体外診断用医薬品製造業許可更新申請手数料	薬事法第十三条第三項の規定に基づく体外診断用医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	薬事法第十三条第三項の規定に基づく体外診断用医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査
第二項第三号に掲げるもの	薬事法施行規則第二十六条第二項第二号に掲げるもの	円	円	四万八千円のとき。
	更新申請のとき。			更新申請のとき。

別表第一の百六十九の項中「薬局医薬品製造業許可更新手数料」を「薬局医薬品製造業許可更新手数料」に、「第十二条第三項」を「第十三条第三項」に改め、「医薬品の」を削り、同表の百六十一の項から百六十三の項までを次のように改め、

める。

十二 百六	医薬部外品 製造業許可 更新申請手 数料	薬事法第十三条第三 項の規定に基づく医 藥部外品の製造業の 許可の更新の申請に 対する審査
化粧品製造 業許可更新 申請手数料		
薬事法第十三条第三 項の規定に基づく化 粧品の製造業の許 可		
二十六条 行規則第 二十六条 薬事法施 行規則第 三号に掲 げるもの	二十六条 第三項第 二十六条 薬事法施 行規則第 二号に掲 げるもの	二十六条 第三項第 二十六条 薬事法施 行規則第 二号に掲 げるもの
一百円	二万五千二 のとき。 更新申請	二万四千百 のとき。 更新申請

十四 百六	医療機器製 造業許可更 新申請手數 料	薬事法第十三条第三 項の規定に基づく医 藥機器の製造業の許 可の更新の申請に對 する審査	の更新の申請に對す る審査
十五 百六	医療機器製 造業許可更 新申請手數 料	薬事法第十三条第三 項の規定に基づく医 藥機器の製造業の許 可の更新の申請に對 する審査	の更新の申請に對す る審査
十六 百六	医療機器製 造業許可更 新申請手數 料	薬事法第十三条第三 項の規定に基づく医 藥機器の製造業の許 可の更新の申請に對 する審査	の更新の申請に對す る審査
十七 百六	医療機器製 造業許可更 新申請手數 料	薬事法第十三条第三 項の規定に基づく医 藥機器の製造業の許 可の更新の申請に對 する審査	の更新の申請に對す る審査

別表第一の百六十三の項の次に次のように加える。

行規則第
二十六条
第五項第
四号に掲
げるもの
円のとき。

のとや

別表第一の百六十四の項中「医療用医薬品製造又は輸入承認手数料」を「医療用医薬品製造販売承認申請手数料」に改め、「（同法第二十三条において準用する場合を含む。）」を削り、「製造又は輸入の」を「製造販売の」に改め、同表の百六十五の項中「日本薬局方医薬品製造又は輸入承認手数料」を「日本薬局方医薬品製造販売承認申請手数料」に、「（同法第二十三条において準用する場合を含む。）」を削り、

「製造又は輸入の」を「製造販売の」に改め、同表の百六十六の項中「薬局製造医薬品承認手数料」を「薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料」に改め、「薬局製造業」を「薬局製造販売業」に、「医薬品の」を「薬局製造販売医薬品の」に改め、同表の百六十七の項中「その他の医薬品製造又は輸入承認手数料」を「その他の医薬品製造販売承認申請手数料」に改め、「（同法第二十三條において準用する場合を含む。）」を削り、「製造又は輸入の」を「製造販売の」に改め、同表の百六十八の項中「医薬部外品製造又は輸入承認手数料」を「医薬部外品製造販売承認申請手数料」に改め、「（同法第二十三條において準用する場合を含む。）」を削り、「製造又は輸入の」を「製造販売の」に改め、同表の百六十九の項を次のように改める。

（）定期調査」という。		薬事法第十四条第六項の規定に基づく承認の取得後における三年を下らない薬事法施行令で定める期間を経過するごとに受ける調査（以下「定期調査」という。）	薬事法施行規則第六条第一項第三号に掲げるものに係る調査	薬事法施行規則第二十六条第一項第五号又は第二項第三号に掲げるものに係る調査	薬事法施行規則第一項第二十六条第一項第五号又は第二項第三号に掲げるものに係る調査	薬事法施行規則第一項第二十六条第一項第五号又は第二項第三号に掲げるものに係る調査	薬事法施行規則第一項第二十六条第一項第五号又は第二項第三号に掲げるものに係る調査	薬事法施行規則第一項第二十六条第一項第五号又は第二項第三号に掲げるものに係る調査
行規則第 一品	七万二千八 のとき。	調査申請	調査申請	調査申請	調査申請	調査申請	調査申請	調査申請
行規則第 一品	百円に一品	三号に掲げるものに係る調査	十萬四千三百円に一品	百円に一品	百円に一品	百円に一品	百円に一品	百円に一品